

(写)

川総企発第253号

平成30年7月13日

川越市上下水道事業経営審議会

会長 青木 亮 様

川越市上下水道事業管理者 福田 司



川越市上下水道事業の経営に関する事項について（諮問）

川越市上下水道事業経営審議会条例第1条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

- 1 川越市上下水道ビジョンの策定について
- 2 下水道事業に係る受益者負担金及び分担金について
  - (1) 川越市川越都市計画下水道事業受益者負担に関する新たな負担区及び負担金額について

負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額
流域第5負担区	930円

- (2) 川越市公共下水道事業分担金の額の変更について

川越市公共下水道事業分担金の額について、土地1平方メートル当たり「690円」を「930円」に変更すること。